

畜産会 経営情報

主な記事

- ① セミナー経営技術
女性の意見を聞いて安定した酪農経営を 河合 知子
- ② おらか牧郷の経営自慢
「一生をかけて打ち込める仕事」酪農経営に挑戦 清水 誠
- ③ 経営改善への道
保証制度の活用で農業経営安定化を 高田 保文
- ④ あいであ&アイデア
スピードスプレーヤの第2の活躍 二階堂 敏弘
- ⑤ 牛肉・豚肉、子牛市況

社団法人 中央畜産会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目26番5号
虎ノ門17森ビル(15階)
TEL.03-3581-6685 FAX.03-5511-8205
URL <http://jlia.lin.go.jp/>
E-mail: jlia@jlia.jp

セミナー

経営技術

女性の意見を聞いて安定した酪農経営を (その1) 女性対象の調査を実施して

河合 知子

はじめに

「セミナー経営技術」のコーナーですが、技術の話ではありません。酪農に従事する女性の率直な意見や不満を聞き出すことによって、酪農経営を安定的にし生活をより豊かにしようという話です。私がこの10年、北海道釧路管内の浜中町で酪農に従事する人々とかかわってきた話を中心にして、女性の意見にきちんと耳を傾けることがいかに大事か、ということを描きたいと思えます。

女性対象の調査を実施

さきほど、この10年、浜中町の酪農家とかかわってきたといいましたが、そもそもは農協が策定する中長期計画の調査を手伝ったこ



牧草収穫作業（写真提供：浜中町酪農家 岩田容子さん）

ご案内：本誌は上記URLにアクセスして下されば、インターネットでご覧いただけます。

とに始まります。浜中町農協の数々の先駆的取り組みは業界内では広く知れ渡っているようですが、私なりの農協に対する評価は次回に述べることにして、今回は女性を対象にした調査を実施して、どのような結果が得られたのかを述べたいと思います。

すべての女性を対象

農協が第6次中長期計画を立てる時に、酪農を担っている女性の意見を今まで聞いてこなかったことを反省し、経営のこと、家庭のこと、生活環境のことなど女性の思っている本音、意見を聞こうとしたことが出発点でした。女性の意見を聞くとなると、たいていの農協は「じゃあ農協女性部の部員に聞けばいい」と考え、農協女性部の事務局に丸投げするケースが多いと思います。

浜中町農協はそうはしませんでした。調査を実施するに当たってその目的をいねいに説明し、回収率をあげるために農協組合長自らが先頭を切って行動に移しています。こうした取り組みについては次回で詳しく述べたいと思います。

さて、浜中町農協が対象にしたのは、酪農に従事するすべての女性です。正確に言えば、過去に酪農の仕事をしていて今はリタイアしている女性も含めています。調査は2002年6月に実施し、371人中300人の回答が得られました。

調査に対する期待とあきらめ

調査票はA4判の用紙8ページにわたり、60項目の質問項目がありました。だから、最初に見た時、回答する女性にとってはうんざりしたと思います。実際、調査票を回収する時に「年寄りには字が小さすぎる」「枚数が多すぎて書く気が起こらない」という感想もありました。

また、調査票の後半の自由記述欄に次のように書いてくれた女性もいます。「このアンケートはとてくだらない」「書きたいことがあるけれど書く気持ちになれない。後が怖いような気がする」「今まで似たようなアンケートに答えてきましたが、それで私たちの生活が変わったようには思えません。今回こそは何か変わればと期待しています。ヨロシク」などです。アンケートに回答する無力感とそれでもかすかな期待を抱きたいという思いが伝わってきました。

6月に調査を行い、9月に女性を対象にした中間報告会を開きました。そこに出席した30歳代の女性は「調査票は量が多くて大変だったけど、回答していくなかで気持ちが癒いやされていきましたよ」と話してくれました。

やっぱり酪農家の女性は忙しい

酪農家は生き物を飼っているのだから休みがなくて当たり前、とかつては当事者も関係

者もみんなそう思っていました。しかし、生き物を飼っているからといって、葬式にも結婚式にも出られない、家族そろって旅行にも行けない、そういう非人間的な生活を打破したい、と各地の酪農地帯でヘルパー利用組合が設立されるようになりました。

浜中町も1988年に酪農ヘルパー利用組合が発足しました。ヘルパーを利用して休日をとる酪農家も増えてきていますが、女性たちは休みをとっているのでしょうか。休んでいるという自覚はあるのでしょうか。

「休日はどれくらいありますか」という質問に対して「ほとんど休みがない」と答えた

人が約48%いました。週に1回とか月に1回とか定期的に休んでいる人はほんのわずかです。ヘルパーを利用する人が増えたといっても、用事がある時に休むわけで、決して休んでいるわけではないのです。それはなぜでしょう。牛舎の仕事はヘルパーにまかせても、女性は家事をしなければならず、休んだ気になれないのでした。

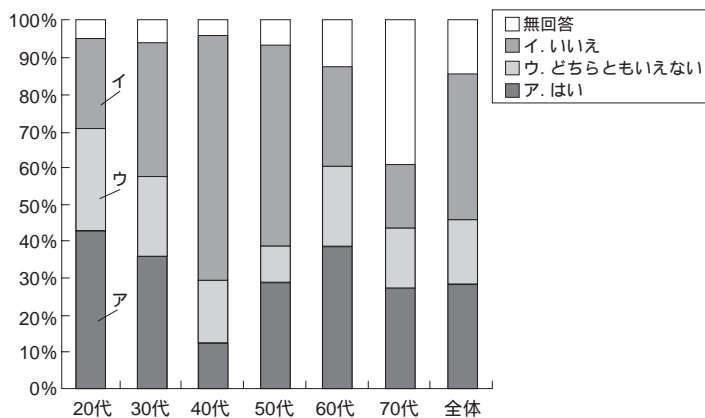
仕事も家事も子育ても女性の肩に

家事や育児の主な担当者は100%女性でした。

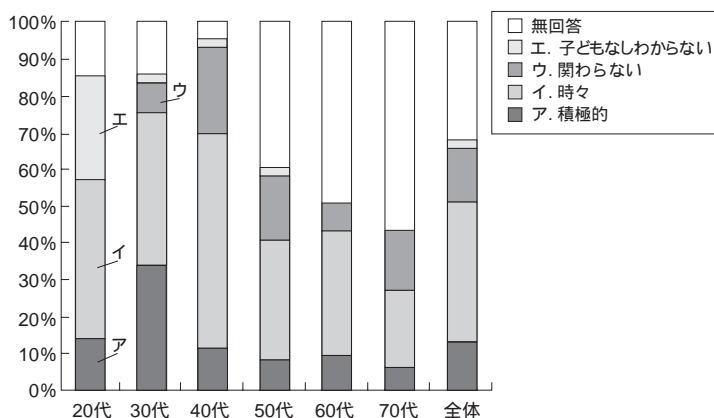
家事や育児についての家族の協力を聞きました。「あなたが忙しい時や疲れている時に夫はあなたの家事を代わりにしてくれますか」という質問です。年代別に見ると、代わりにくれると答えた割合が最も低いのは40歳代でした(図1)。

育児に対する夫の協力についても、夫の協力や助けがないと答えた割合が最も高かったのが40歳代でした(図2)。男性と同じように働き、家事も育児も担う女性が、家事・育児に対して夫の協力がなければ、女性の不満はたまってしまおうと思います。調査票の自由記述欄には、「お互い共働き、男の人に1つでもいいから家事の協力をしてほしい」「1日1回でいいから優しく温かい言葉をかけてほしい」という40歳代女性

(図1) 家事に対する夫の協力



(図2) 育児に対する夫の協力



の訴えがありました。育児期を終え、働き盛りでもある40歳代の声にならない叫びが聞こえてくるようでした。

話題になった 「離婚」に関する質問

盛りだくさんの調査内容でしたが、なかでも話題になったのは「離婚」に関する質問でした。「離婚したいと思ったことはありますか」という質問で、回答の選択肢は「ア.いつも思っている イ.考えたことがある ウ.考えたことはない エ.その他」の4つでした。

家族内や隣り近所で話題になったようで、「どんな時に離婚したいと思ったのか聞いて欲しかった」「選択肢が4つしかないので回答しづらかった」という意見が寄せられました。男性にとっても妻がどのように回答しているのか気になる様子で、「うちの母ちゃん、コソコソ書いているんだよね」と心配したり、「よく男ばかりの理事会でこんな調査の実施を決められたよね」と評価してくれる男性も

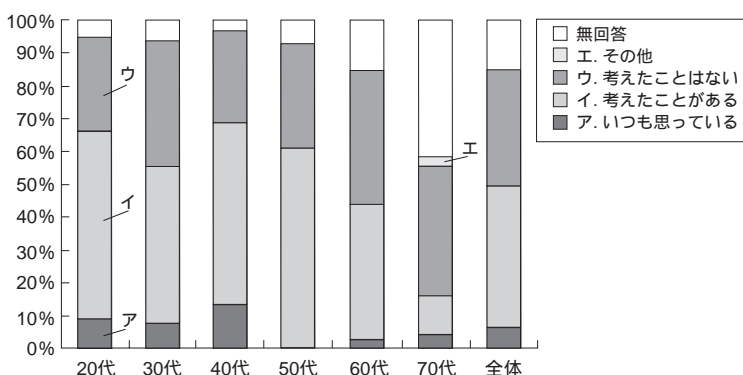
いました。

いつも離婚を考えている割合が高いのは40歳代

離婚の質問結果は、49.8%の人が「いつも思っている」「考えたことがある」につけていました。2人に1人が離婚をいつも思っていたり、考えたことがあるわけです。長い結婚生活を送っていると1度や2度離婚を考える出来事があっても不思議ではありません。

年代別にみると次のような結果になりました(図3)。「いつも思っている」と回答した割合が最も高いのは40歳代でした。50歳代以上の年配者よりも比較的若い年代の女性の方が離婚をいつも考えている状況にあるわけです。育児期を終え、働き盛りでもある40歳代が他の年代と比較して著しく離婚願望が強いという結果でした。家事の協力もせず、いたわりや感謝の言葉ひとついえない夫に対して、離婚したいと考えるようになるのは当然のことともいえます。

(図3) 年代別の離婚願望



住まい方の工夫

多世代家族が多く、「嫁姑問題」に代表される家族間の問題もあります。家族内の人間関係について、全体として「うまくいっている」と回答した女性は約64%でした。しゅう

とめに気をつかい気持ちが休まらないという女性の声も聞こえてきました。一方で、住まい方を工夫することで親世代と距離をとってうまく生活しているケースもみられます。台所、風呂、玄関など住宅の一部分を別々にしたり、完全に別棟を造って親世代と生活を別に行っているという酪農家も増えてきました。現在は同居型が圧倒的に多いのですが、将来は別棟にするか、部分的に分けたいと考えている女性が増えています。

後継者が決まったとき、結婚したとき、子どもが生まれるときなど家族の大きな変化をきっかけにして生活スタイルを変えようとしています。

女性が自信と誇りをもって働くには

酪農に従事する女性たちの多くは「休みはほとんどない」生活をしています。多世代家

族の中で気をつかい、酪農の仕事、家事、育児と身体的にも精神的にもゆとりのない生活をしているのです。そして、離婚まで考えるようになる背景には、自分の仕事を正当に評価してもらえないから立ちがあったのでした。「男性も家事を分担してよ」という要求ではなく、「ありがとう」「おつかれさま」という何気ないひと言を待っているのです。

女性を単なる労働力としてみるのではなく、仕事上の対等なパートナーとして認めること、家族の一員としてみることで、自信と誇りをもって働き、生活していくことができるのです。

今回は、初めて女性の意見に正面から向き合った農協がどのようにして解決方向を見いだそうとしているのか、農協の取り組みを中心に述べていきたいと思います。

(筆者：元・市立名寄短期大学生活科学科助教授、『北海道酪農の生活問題』（筑波書房、2005年6月刊）の著者)

●中央畜産会・出版物のご案内●



平成17年版 畜産経営の動向

B5判
434ページ
定価2100円
(税込・送料別)

わが国の畜産に関する生産から流通、環境保全や金融等について、最近の統計資料を中心にとりまとめています。めまぐるしく変わる畜産情勢に対応した、畜産関係者必携の1冊です。

お申し込み・お問い合わせは下記まで

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-26-5 虎ノ門17森ビル

(社)中央畜産会 事業第一統括部(情報業務)

TEL 03(3581)6685 FAX 03(5511)8205 e-mail book@cali.lin.go.jp

おらが故郷の
経営自慢

「一生をかけて打ち込める仕事」 酪農経営に挑戦

—— 山口県秋芳町 土山 真作さん ——

清水 誠

はじめに

山口県秋芳町で唯一の酪農経営者である土山真作さん（37歳）を紹介します。

土山さんの住む山口県秋芳町は、面積の3分の1を石灰岩台地が占め、日本を代表するカルスト地形となっています。気象条件は、気温の年較差が著しく、夏暑くて冬寒い内陸型の気候となっています。産業は農林業が主体で、

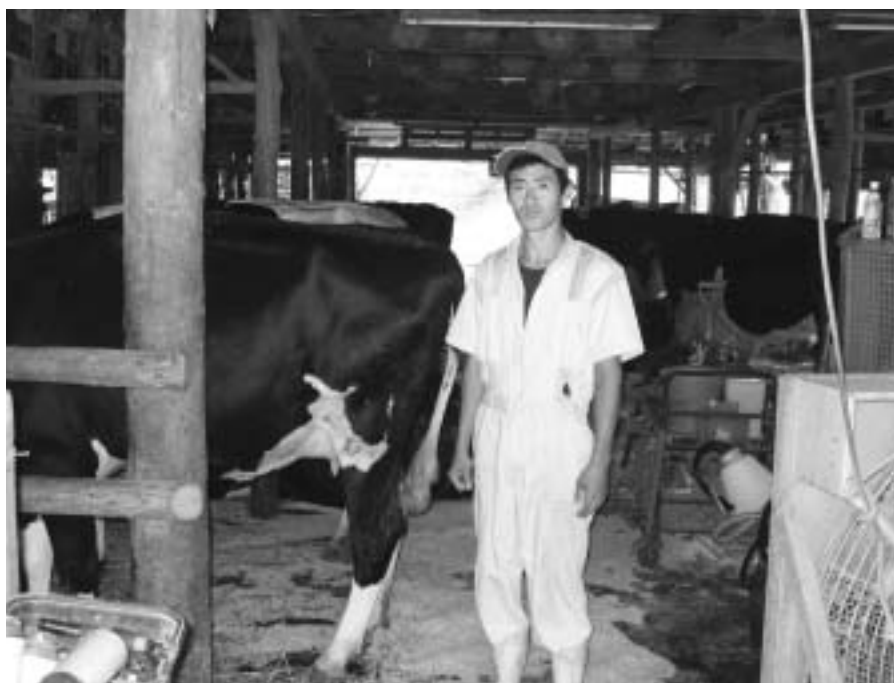
水稻を中心として、果樹（ナシ）、野菜、施設園芸（イチゴ、ハウレンソウ）そして畜産との複合経営が営まれています。

町内の畜産経営戸数は平成17年2月現在21戸で、肉用牛繁殖経営が18戸134頭、肉用牛肥育経営が2戸8頭、酪農経営が土山さん1戸21頭となっています。ちなみに、肉用牛農家の平均年齢は69.8歳だそうです。

経営の概況

土山さんは、現在1人暮らし。酪農専門経営で、経産牛16頭、育成牛5頭を飼養し、草地200aでソルゴー、イタリアンを作っています。

土山さんがここで、酪農を始めるまでの経緯を振り返ってみましょう。



（写真1）土山牧場経営者 土山真作さん

経営の推移

土山さんは、大阪生まれ。大学は早稲田大学へ進学し、教育学部で地質学を専攻していたそうです。さらにその道を極めるべく東北大学大学院博士課程まで進みましたが、そのころには、地質学への熱意よりも、地質調査で世話になった農家や農作業に魅力を感じ始めていました。

もともとの動物好きもあって、大学を辞め、北海道で酪農研修を体験したそうです。その時に、これからの酪農経営が厳しくなることも教えられ、初めは家族の反対もあったそうですが、彼の熱意が実り、父親の友人の紹介で、山口県での就農研修に入ることができ、山口県防府市で住み込みの酪農研修を開始しました。

2年間の研修の間に家畜人工授精師の資格も取得し、将来の経営計画もいろいろ立てているうちに研修を終えました。本来ならば、世話になった酪農家を譲り受けて経営を開始できる可能性もありましたが、住宅が密集する立地条件を考慮すると、将来、酪農を継続できる土地ではありませんでした。そうはいっても、就農できないとそれまでの研修費用を返還しなければならないので、気はあせるばかり。

そんな時、彼を知っている家畜商から、秋芳町で酪農の空き牛舎があり、貸してもらえるかもしれないと紹介され、何度か足を運ぶうちに、土山さんの人柄が認められ、牛舎を



(写真2) 牛舎全景 左は草地



(写真3) プランターを置いて景観に配慮した牛舎入り口

使わせてもらえることになりました。牛舎のオーナーの応援もあって、なんとか牛を飼養できるように修繕をし、バルククーラーや搾乳機器など必要な器具は、研修をしていた牧場や県内の酪農家から入手し、設置することができました。牛は、研修で世話になった牧場から経産牛10頭、未經産牛3頭を購入し、平成15年9月に経営を始めることができました。

しかし、生活費はぎりぎりしか確保できないし、搾乳を開始した後にはいろいろな経費がかさみ、県農林事務所畜産部へ相談し、新

規就農資金を借りることにしました。これは、県独自の資金で、3年にわたり250万円を借りることができます。運転資金に使えるので、平成15年度、16年度の2回、合計500万円を借りることにしました。秋芳町は新規就農者を快く受け入れ、土山さんも農林事務所の指導を受け、自力で資金借入申請書作成に取り組みました。最後の仕上げは、私も細かいチェックをし、無理のない返済計画であることを確認しました。

主な経営の取り組み

土山さんは研修時代から、「目標は、高泌乳牛を飼えるようになること」と言っていました。念願の酪農経営は開始できましたが、牛を移動したのが残暑の厳しい9月でしたから、牛の事故には細心の注意を払いました。14頭移動した内、11頭が分娩前の牛でしたが、すべて無事分娩させることができました。残念ながら1頭は分娩後2週間で廃用になりま

したが、良いスタートが切れたと思います。

平成16年の実績をみると、経産牛飼養頭数は14.1頭。総産乳量が11万8875kgですから、1頭当たり8431kgになります。平均脂肪率4.04%、平均無脂乳固形分率8.87%ですから、乳量も乳成分もかなりのレベルになっています。自給飼料は、ほとんど確保できなかったため、乳飼比は57.7%でしたが、計画以上の実績となり、まだ先になるであろうと思っていた所得税も早いうちから納めることができました。

土山さんが早い段階でかなりの乳量を出すことができた背景として、牛の快適さを重視したことがあげられます。牛は、牛舎の古い新しいはあまり気にしないと思いますが、自分のスペースはとても気にします。古い牛舎の共通点は、牛床が短いことです。土山さんの牛舎もしかりです。もちろん、パંククリーナーなどなく、尿溝があるだけです。牛を導入した後は、すぐに床が濡れた状態が続きました。オガクズも十分な量が確保できず困っている時、酪農機械メーカーの人から、尿溝



(写真4)きちんと整理された道具類



(写真5)垂木を敷いてフラットにした牛床

を垂木でふさぐ方法を教えてもらいました。材料代は2万円程度だったので、半信半疑で試してみて、隙間のないようにふさいだ垂木から、牛の尿だけがスーと引いていくのを見た時は、あっけにとられました。しばらくして尿だめを見ると、澄んだ尿が溜まっており、見事にふん尿分離ができました。それ以降、床はいつも乾燥した状態を保つことができます。牛は尿溝を気にせず横になることができます。

このほかにも、作業に必要な道具をいつもきちんと整理していることはもちろんのこと、ビタミン剤をどの牛にも確実に飲ませる工夫など、土山さん宅を訪れるたびに、新しいアイデアを教えてください。

また、暑い夏の暑熱対策として、牛舎南側にいろいろな種類の朝顔を植えています。どの品種が1日中葉っぱを開いているかなども観察し、研究熱心でもあります。そのような積み重ねが、牛の快適さにつながり、その結果として安定した乳量確保ができていると思います。

地域への影響

土山さんは200aの草地も利用できますが、まだ、機械装備は十分ではありません。21頭の規模ですが、自給飼料にまで手が回らないのが現状です。

しかし、土山さんが酪農を開始したことが契機となり、近くの集落で、後継者のいる6

戸の耕種農家が結集し、飼料作物の生産を行う営農組合が立ち上がりました。農林事務所の支援により、周辺の肉用牛農家も含めた耕畜連携による飼料作物生産・利用体制づくりが始まりました。このことで、土山さんは、完熟のたい肥をつくらなくても、1次処理をした段階で営農組合が搬出して調製し、土づくりに利用します。

また、生産したサイレージを安価で購入できるので、まさに一石二鳥です。実際は、平成16年秋の台風と長雨の被害で計画通りにはいきませんでした。営農組合は前向きに取り組んでいます。

おわりに

土山さんを知る人は、「あいつは、いつも一生懸命やってるし、なにより人柄がいいね」と言います。同時に、山口県で酪農をやりたい、という気持ちをあきらめずに貫きつづけた結果だろうと思います。周りの人をひきつける人柄に加えて、強い信念を持ち続けることが重要です。

そんな土山さんも、近く結婚を考えているとか。今度は、夫婦でさらなる夢をもち、実践していくことと思います。

(筆者：山口県畜産振興協会・事業指導部技術主任)

おらが故郷の
経営自慢

経営改善への道

保証制度の活用で農業経営安定化を

高田 保文

はじめに

農業経営を維持・拡大していくためには、資金が必要です。理想は、常に自己資金で賄っていくことですが、融資機関からの借り入れにより資金繰りをしている経営者が大部分というのが実態です。

農業は、自然さらには農産物価格などの外的要因に大きく左右されるため、継続して安定させていくことが大変です。とくに畜産経営は、一般的に耕種部門に比べ生産の迂回性^{うかいせい}が長いうえ所得率も低く、また多額の設備投資や運転資金を要することから、資金管理が徹底されていない場合、固定化負債を抱えやすい体質を持っているといえます。

この畜産経営を例に詳しくみますと、モト畜の導入、飼料・資材の購入、畜舎の増改築、機械の更新など周期の違いはあっても必ず発生し、その都度資金の調達が必要となります。

この場合、融資機関からの借り入れによる調達が一般的で、いかに好条件で有効な資金借入を利用するかで経営に大きく反映されることはいうまでもなく重要なポイントとなっ

てきます。

融資にはリスクが伴います。そのリスクの度合いは、設備投資などの前向き資金と負債整理などの後向き資金、あるいは償還期間の長短によって違いがあります。この度合いの違いは貸付金利さらには担保・保証人の有無によって調整されています。

冒頭述べましたように、農業経営には資金が伴い大部分の経営者は、大なり小なり借り入れによって運用している現状の中で、農業者が融資機関から融資を受ける際、保証人の代わりに農業信用基金協会という機関保証を利用する保証制度が身近にあります。

この機関保証の保証制度について耳にされたことのある人は多いかと思いますが、実際この内容を具体的に理解されている人は少ないものと予想されます。

誰にでも利用できるのか、利用した場合にどのようなメリットがあるのかなど、以下農業信用基金協会（以下、「基金協会」）保証の内容について説明します。なお、具体的対応については各都道府県基金協会によって違いがあることと、筆者個人の解釈・見解であることをお断りしておきます。

農業信用基金協会保証制度の内容

基金協会は農業信用保証保険法（以下、「法律」）を根拠法として、昭和37年に「農協その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することにより、農業者等がその経営を近代化するために必要な資金その他農業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする」（定款第1条）と規定され、基金協会自体の利益追求ではなく農業者等の育成・経営発展を目的に農業政策的意図のもとに創設されました。

業務の内容は、農業者等が営農あるいは生活に必要な資金を融資機関（以下、一般的に利用される総合農協に限定し「農協」）からの借り入れについて債務保証をすることですが、誰でもすべての資金の保証を利用できるかということではなく、法律によって制限があります。

（1）会員たる農業者等であること

基金協会は会員制度をとっており、会員でなければ保証対象者となりません。会員になるためには、資格要件を満たし併せて協会への「出資」が必要です。なお、農協は基金協会の会員となっており、その組合員は会員とみなされますので「出資」は不要となります。

（2）指定融資機関からの借入者であること

基金協会保証の対象となる融資機関は農協などいくつか限定されていますが、ここでは、農協を対象に説明しておりますので、詳細な説明は省略します。

（3）保証対象資金に制限がある

包括的には、農業または生活に必要な資金が対象になります。ただし、商工業資金・遊興資金・投機資金・負債整理資金（制度資金は除く）などは対象になりません。資金ごとの詳細については表の通りです。

（4）「委託による保証」から保証料が必要

基金協会保証は制度の目的から必ず農業者等の委託に基づいて行われなければならないこととなっています。委託関係は、農業者等が基金協会へ信用保証の委託を依頼し、基金協会が承諾するという両者の意思の合意により成立します。

この行為が、両者間で締結される「債務保証委託契約」と呼ばれるもので、農業者等が署名捺印し、基金協会に提出させる「差入れ方式」となっています。

この契約書には、民法上の保証と異なる特約がいくつか規定されていますが、その中の一つに「委託に基づく有償保証」があり、基金協会保証を委託するには保証料が必要となります。

基金協会は、委託に基づいて行う保証の対価として保証料を請求する根拠を、この契約書に明確化しています。なお、資金ごとの保証料率は次の表の通りです。

表 主な保証対象資金

債務保証要項名		保証料率			
		正組合員	准組合員	共通	
農業 関連 資金	農業近代化資金・農業改良資金	有担保	—	—	0.25%
		無担保	—	—	0.40%
	就農支援資金		—	—	0.29%
	農林漁業金融公庫資金	有担保	—	—	0.25%
		無担保	—	—	0.40%
	農業経営改善促進資金	有担保	—	—	0.25%
		無担保	—	—	0.40%
	農業経営負担軽減支援資金	有担保	—	—	0.50%
	特別助成事業に係る債務保証要項(畜産特別資金含)	有担保	—	—	0.50%
	21世紀農業フォローアップ資金	有担保	—	—	0.36%
無担保		—	—	0.50%	
JA営農ローン		—	—	0.50%	
JA農機ローン		—	—	0.50%	
生活 関連 資金	JAクローバローン・マイカーローン		0.55%	1.10%	—
	JA教育ローン		0.36%	0.50%	—
	JA住宅ローン		0.20%	0.24%	—
	JA賃貸住宅ローン		0.26%	0.28%	—
	JAリフォームローン		0.40%	0.50%	—
	JAカードローン(JA総合口座カード含)		1.00%	1.20%	—

※上記については、熊本県の料率であり全国一律ではない。

(5) 保証を受けるに当たっての 手続および留意点

1) 保証委託申込手続

保証委託申込手続は資金ごとに債務保証要項に定めていますが、一般的には以下の通りとなります。

- ・債務保証委託申込書に資金に応じて経営計画書、見積書、担保・保証人の状況書等添付のうえ借入申込書と同時に農協に提出。
- ・農協で借入審査の結果融資可能の判断がなされた場合、基金協会へ農協の意見を付し

て債務保証委託申込書が提出されます。

- ・基金協会は資金ごとに債務保証要項により取り扱いを定めていますので、要項に沿って保証審査を行い保証の諾否決定を行います。
- ・保証承諾した場合は債務保証承諾通知書を基金協会より農協へ送付しますので、農協より保証承諾の通知が申込者になされます。
- ・申込者は債務保証委託証書を作成(一般的には借用証書作成と同時)し、農協を經由して基金協会へ提出します。

・基金協会は債務保証書を農協へ発行し保証委託手続きが完了します。

なお、畜産特別資金等の農業制度資金については、国等への利子補給申請手続等を併せて行うこととなり、基金協会は利子補給承認決定された場合に保証の決定を行います。

2) 留意点等

・借入れの目的に応じた適正（有利）な資金を農協と相談の上、選ぶことが肝要です。

返済期間、貸付利率、担保・保証人など資金用途や借入金額に応じて農協では多種類の資金を用意しており、基金協会も一部農協の資金に併せた保証要項を定めています。とくに農業資金は国等の農業制度資金が低利、担保・保証人の緩和など優遇された貸付条件となっていますので、利用に適していると思われます。

・経営計画の確立が必要です。

基金協会の保証審査は債務保証要項に定める事項のほか、申込者の経営実績や計画について、①投資は妥当なのか、②経営計画の達成が見込めるのか、③返済が可能なのかなどを併せて審査します。よって、ずさんな計画とみなされる場合、基金協会は保証を謝絶する場合があります。

たとえば、①既に資金繰りが自転車操業的であり経営改善計画がなく、必要以上の機械購入資金、②将来の宅地転売など投機的な農地取得、③設備投資資金の返済期間が耐用年数をはるかに超える期間設定などがあります。

とくに畜産特別資金については、既に借入金の返済に支障をきたしていますので、支障

をきたした原因把握と改善策を見だし、長期的な家計および経営計画を策定する必要があります。

策定に当たっては、実質見込めないが審査にパスするよう意図的にその場しのぎの計画をつくるのではなく、あくまで自身の計画をつくるのが重要です。単に右肩上がりの計画をつくり、仮に審査にパスし借入れできても、返済財源である収支余剰が実際になく返済が滞ることになれば、経営破綻の原因となり一番困るのは借入者自身です。従って、計画書作成においては自身の経営および家計についてまず現状の把握を行い、その上で将来の家庭や経営をどのような方向に向わせたいのか描き出すことが肝要です。

そのために、①家族の生活設計と家計費、②労働力と経営規模の見通し、③経営収支の実績と見通し、④設備投資と資金計画等を考慮し家族全員の生活まで含めた計画作成をすることが必要です。また、担保や保証人について申込者自身で準備しておくことも必要です。

このような計画等が確立されていないければ、経営改善計画の見通しが立たないことから保証謝絶することになりかねません。

(6) 保証引受期間中に当たっての留意点

1) 借入後の変更手続

前述の通り基金協会は保証委託申込書に基づいて保証契約を行いますので、保証後に保証時の内容と異なる変更が必要となった場合は、事前に基金協会へ保証契約変更申請手続を行う必要があります。手続きは農協を経

由し保証委託申込に準じた手続きになり、基金協会の承諾後に変更を行います。

このような変更手続きがされない場合は、保証契約違反となり基金協会は必要に応じて保証の取り消しや債権保全を行うため事前求償権として法的手続きを取る場合もありますので注意が必要です。

変更手続きを必要とする主な事項は、住所、氏名、返済方法、担保、保証人などです。

2) 借入後の経営計画の点検や進捗管理

借り入れしたら計画は無視、では何にもなりません。とくに畜特資金は返済が20年にも及ぶ場合がありますので、毎年の計画点検と進捗を管理する必要があります。

現行の畜特資金は、5年間の計画見直しが義務づけられており、基金協会においても保証後に調査等を行い計画の進捗状況把握を行うこととなります。

(7) 返済が困難になった場合

牛肉の輸入自由化・BSE・高病原性鳥インフルエンザ問題、多数の台風上陸・水不足から一転して集中豪雨などの異常気象など昨今の農業環境は大変厳しい状況にあり、このことは少なからず農業経営に影響してきます。この厳しい環境が長期継続し、不幸にして基金協会保証付貸付金が滞った場合は、基金協会が資金借入者に代わって農協に立替払いをします。このことを保証債務の履行、通常、代位弁済といえます。

代位弁済とは、法律的には「弁済によって融資先に対する融資債権及びこれに伴う担保

権など債権者の持っていた一切の権利が求償権の範囲内で弁済者に移転すること」となります。代位弁済で借入者から「基金協会が代わって支払うことで終わりではないのか、そのための保証料ではないのか」という質問がまれにあります。代位弁済によって、農協の貸付債権が基金協会に移転し、借入者は移転した債務を基金協会に返済することになります。基金協会は、この返済を求めていくことのできる権利、つまり、求償権を取得します。

代位弁済は農協の請求によって発生します。当県の場合、基本的には農協を交え借入者と現状の経営状況を踏まえ要望を受け入れながら、求償権の返済計画を樹立しております。

なお、代位弁済によってその他に発生することは、保証人が付いていれば当然に基金協会の求償権の保証人に移転しますし、保証条件としての担保権も求償権の範囲内で移転します。

基金協会保証の目的は、農業者等への資金融通の円滑化にあります。これと併せて代位弁済によっての機能として次のことがいえると思います。貸付金が延滞すれば遅延損害金が加算されていきますが、基金協会の代位弁済を受けることによって資金借入者は期限の利益を再度与えられ、新たに返済期間（求償権の返済）が設けられることによって、農業経営の再建を目指すチャンスを得られるということになります。

(8) 求償権の返済をしていく上での注意事項
代位弁済を受けることは行き詰まることで

はなく、再建に向け経営を建て直す再出発と考えられます。前述の通り、代位弁済時に借入者・農協・基金協会の三者で、今後の償還計画を中心に協議をします。基本的には、借入者の実態に即した実現可能な範囲での計画書づくりを心がけています。

基金協会は、事業体である以上資金が必要ですが、その大部分が会員からの出資金で構成されています。代位弁済が多額に発生してくれば、この出資金の取り崩しにつながり、保証業務全体に影響してきますので、これを回避するためには代位弁済金の回収が必要となります。具体的には、協議により返済計画を樹立し約束通りに償還できない、いわゆる延滞求償権の回収方策として、大きく分けて次の4段階が考えられます。

協議を重ねる中で、誠意ある人で長期化するが償還可能と判断されれば、極力現状の能力に即した償還方法を探るようにしています。当然償還期間が延びる方向となるため、必要に応じ保証人または担保の追加徴求により債権保全を図り、長期的に返済を受けていくケースがあります。

次の段階として、長期償還を図っても現状の能力では再建が厳しい人については、資産処分・保証人負担・家族親族の協力等により一部入金することで再建可能な残高まで負債圧縮を図るなど可能な限り再建の方策を探り、あくまで協議の中で任意の解決を目指していくケースが考えられます。

第3段階として、協力が得られず負債圧縮ができなければ、経営を続けても負債増加の

みで解決が困難と予想される人については、求償権全額の一括回収に向け協議に入ります。具体的には、遊休資産の処分・保証人負担などが考えられますが、この段階も、あくまで協議を重ね任意の解決を目指します。

最終段階として上記の対策もできない人、さらには誠意がない人については、任意解決が困難との判断で法的手続に入ります。この場合、基本的には担保物件の競売が考えられますが、これによって解決することは皆無というのが現状です。併行して、担保物件以外の所有資産と保証人の居宅まで含め全資産への強制競売、さらには給料等への債権差し押えなどを講じることになります。この最終段階にならないように、あくまで任意解決に向けた協議の場を心がけています。

おわりに

農業経営の安定・拡大は、農業に対する仕事が好きで意欲を持ち常に研鑽^{けんさん}を重ね、自分自身の能力にあった生活設計まで含めた経営計画を策定し、地道に実行していくことだと思います。

期中管理において、進捗状況を把握し現状分析を行い、必要に応じた対策を講じながら場合によっては計画の見直しを図ることも大切となってきます。その対策の一つに計画性の中で保証制度の活用により上手な資金借入れをすることが考えられます。

(筆者：熊本県農業信用基金協会・業務部長)

あいであ & アイデア

スピードスプレーヤの第2の活躍

—— 農薬散布機から尿バキューム・散布機へ改造 ——

二階堂 敏弘

福島県伊達郡川俣町で経産牛16頭、育成牛10頭と自給飼料生産用地4haで酪農経営を営んでいる斎藤久さんは、使い古された農機具を見事に変身させ活用しています。その改造アイデアを紹介します。

発案までの経緯

斎藤さんの自給飼料生産用の圃場は傾斜地にあり、一圃場の面積も小さく自給飼料生産のための立地としては、厳しい条件下にあります。

飼養頭数規模も小さく、この状況下において低コストで自給飼料を生産するには、機械への投資額もおのずと限られたものとなります。

斎藤さんはこの地域がりんごなど果樹栽培の盛んな地域で、果樹園に農薬を散布する役目を終えたスピードスプレーヤ（農薬散布機）が容易に入手できることに着目しました。

このスピードスプレーヤを小回りがきいて効率よく散布できる6輪駆動、自走式の1t尿バキューム・散布機（写真1）に改造しました。これにより、機械への投資を抑えた低コストの飼料生産を実現



（写真1）改造した自走式尿バキューム・散布機



（写真2）塩ビパイプ製散布装置

しています。

尿散布機の構造

構造的には、台車上に薬剤を噴霧するための噴霧部を取り除いたスピードスプレーヤのタンクを乗せ、尿をくみ上げて加圧するためのポンプと吸入ホースと排出ホース、それに手づくりの塩ビパイプ製散布装置（写真2）を取り付けた、といういたってシンプルなものです。

散布装置は、外径50mmの塩ビパイプ（長さ120cm）にドリルで10cm間隔に12口の穴（ノズル）を開けます。穴の外側は角度をつけ、散布の際に尿が拡散するようにしてあります。塩ビパイプの両側にはネジ込み式の掃除口を取り付け、U字ボルトで固定しています。改造は鉄工所に依頼し、経費は車両などを含めて全部で13万円と安価なバキューム散布機です。

吸入・散布作業の手順

固液分離した分離尿を吸入ホースにより直接タンク内にくみ上げますが（写真3）、1tのくみ上げ時間は15分程度です。次に吸入ホースをタンク内に戻し、タンク内の排出ホースを塩ビパイプ散布装置のT字継ぎ手部へ取り付ければ完了です。

散布時間は、圃場条件にもよりますが、30分程度だそうです。（写真4）

傾斜地という圃場立地条件でこの小回りの効く自走式のバキューム・尿散布機は、自らの圃場の土づくりのみならず、傾斜地の果樹園の樹木間の液肥散布にも積極的な利用が考えられます。

（筆者：福島県畜産振興協会・経営・改良課長）



（写真3）尿汲み上げ作業



（写真4）尿散布作業